

被疑者取り調べの可視化の実現を求める意見書（案）

平成21年5月から導入された裁判員制度は、選挙権のある国民から無作為に選ばれた裁判員が裁判官とともに犯罪を裁くことで、裁判に国民の感覚が反映されるようになることや司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することが期待されている。

実際の裁判では、密室での取り調べの中で、捜査官の暴行、脅迫、利益誘導などによる自白強要等により作成された供述調書を証拠採用することで足利事件や氷見事件などに見られる冤罪が発生するおそれがあり、裁判員となる国民が的確な判断を行えるための対策が求められている。

これに対応するため、被疑者に対して行われる取り調べの過程を録画、録音することで、その過程を可視化する取り組みが検察庁、警察庁において試行されているところである。

このような取り調べの可視化の導入は、供述調書の任意性や信用性を迅速かつ的確に判断するための方策として有効なものであるとともに、国民から選ばれた裁判員が審判を行う裁判員制度にとっても必要なものと認識されている。

よって、国におかれては、刑事事件の取り調べ過程を録画、録音することにより、その過程を可視化することを内容とする法律の制定を速やかに行うよう要望する。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日（議決年月日）

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣

あて

横浜市議会議長名